

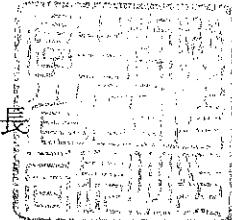
六

医政発1124第10号  
職発1124第14号  
社援発1124第6号  
老発1124第7号  
平成21年11月24日

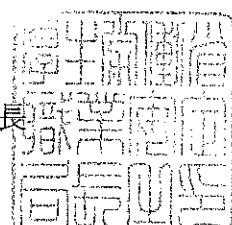
都道府県知事  
政令市・中核市長  
地方厚生(支)局長  
都道府県労働局長

} 殿

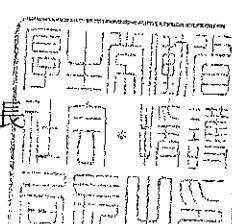
厚生労働省医政局長



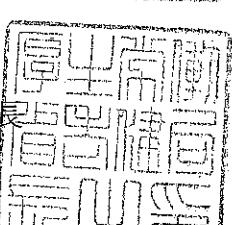
厚生労働省職業安定局長



厚生労働省社会・援護局長



厚生労働省老健局長



「「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受け入れの実施に関する指針」について」の一部改正について

「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」に基づき我が国に入国するインドネシア人看護師、インドネシア人介護福祉士、イン

ドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者（以下「インドネシア人看護師等」という。）の受入れの仕組み及びその運営に関する基本的事項については、「「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」について」（平成20年5月19日医政発第0519001号、職発第0519001号、社援発第0519001号、老発第0519004号厚生労働省医政局長、職業安定局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）により示されているところである。インドネシア人看護師等の就労・研修の状況等を踏まえ、今般、当該通知を別添のとおり改正し、平成21年1月24日から適用することとしたので、御了知願いたい。

(別添)

「「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」について」(平成20年5月19日医政発第0519001号、職援発第0519001号、老発第0519004号厚生労働省医政局長、職業安定局長、社会・保健局長連名通知) (抄) 【新旧対照表】

改 正 後		改 正 前
第一 受入れの枠組み 一～三 (略)	第一 受入れの枠組み 一～三 (略)	第一 受入れの枠組み 一～三 (略)
四 入国後の流れ 1～2 (略)	四 入国後の流れ 1～2 (略)	四 入国後の流れ 1～2 (略)
3 協定上、インドネシア人候補者の我が国での滞在期間は看護師候補者にあつては4年間とされ、在留資格の変更の手続を経て、受入れ機関及び受入れ施設を指定され、引き続き我が国で看護師・介護福祉士として滞在・就労が認められるが、在留資格は引き続き「特定活動」となる。	3 協定上、インドネシア人候補者の我が国での滞在期間は看護師候補者にあつては4年間とされ、在留資格の変更の手続を経て、受入れ機関及び受入れ施設を指定され、引き続き我が国で看護師・介護福祉士として滞在・就労が認められるが、在留資格は引き続き「特定活動」となる。	3 協定上、インドネシア人候補者の我が国での滞在期間は看護師候補者にあつては4年間とされ、在留資格の変更の手続を経て、受入れ機関及び受入れ施設を指定され、引き続き我が国で看護師・介護福祉士として滞在・就労が認められるが、在留資格は引き続き「特定活動」のままである。
4 なお、インドネシア人看護師等が受入れ機関又は受入れ施設を変更しようとする場合には、在留資格の変更の手続を経て、新たな受入れ機関又は受入れ施設を指定する許可を受ける必要があるが、在留資格は引き続き「特定活動」となる。	4 なお、インドネシア人看護師等が受入れ機関又は受入れ施設を変更しようとする場合には、在留資格の変更の手続を経て、新たな受入れ機関又は受入れ施設を指定する許可を受ける必要があるが、在留資格は引き続き「特定活動」となる。	4 なお、インドネシア人看護師等が受入れ機関又は受入れ施設を変更しようとする場合には、在留資格の変更の手続を経て、新たな受入れ機関又は受入れ施設を指定する許可を受ける必要があるが、在留資格は引き続き「特定活動」のままである。
五 受入れ人數の上限 協定に基づくインドネシア人候補者の受入れについては、労働市場に悪影響を及ぼさないという観点から、受入れ人數に上限を設けている。	五 受入れ人數の上限 協定に基づくインドネシア人候補者の受入れについては、労働市場に悪影響を及ぼさないといふ観点から、受入れ人數に上限を設けている。	五 受入れ人數の上限 協定に基づくインドネシア人候補者の受入れについては、労働市場に悪影響を及ぼさないといふ観点から、受入れ人數に上限を設けている。

六 第二 一 六	(略) 国家資格取得前の受入れ施設での就労等 共通事項 1～3 (略)	<p>4 受入れ施設におけるインドネシア人候補者の人数について 受入れ施設が1年間に受け入れるインドネシア人候補者の数については、当面、インドネシア人候補者のメンタルヘルスケアの観点から、原則として2名以上とする。 一方で、受け入れ機関が1年間に受け入れるインドネシア人候補者の数については、研修の適正な実施体制を確保する等の観点から、原則として5名以内とする。</p>	<p>4 受入れ施設におけるインドネシア人候補者の人数について 受入れ施設が1年間に受け入れるインドネシア人候補者の数については、当面、インドネシア人候補者のメンタルヘルスケアの観点から、原則として2名以上とする。 一方で、受け入れ機関が1年間に受け入れるインドネシア人候補者の数については、研修の適正な実施体制を確保する等の観点から、原則として5名以内とする。</p>
二 二 二	看護師の資格取得を目的とした就労等 看護師の資格取得を目的とした就労等 看護師の資格取得を目的とした就労等	<p>4 インドネシア人看護師候補者が従事する業務について インドネシア人看護師候補者については、インドネシアの看護師の資格を有し、かつ二年間の実務経験を有している者を我が国の病院で受け入れ、当該病院で就労しながら研修を受け、最大3年間の滞在期間の間に看護師資格の取得を目指すものである。</p> <p>インドネシア人看護師候補者が看護師資格を取得するまでの間は、看護業務に従事できないことは当然であるが、この受け入れの趣旨にかんがみ、受け入れ病院において看護師候補者が従事する業務内容についてはできる限り配慮すること。</p> <p>従事する看護師候補者としての業務の内容については、具体的には受入れ病院の規模や特徴にもよるが、できる限り候補者の経験や意向も踏まえた上で、我が国での看護師資格の取得に資するような業務に従事させるとともに、当該候補者の日本語の習熟度に応じて、より単純なものから高度なものとなるよう、配慮すること。</p>	<p>4 インドネシア人看護師候補者が従事する業務について インドネシア人看護師候補者については、インドネシアの看護師の資格を有し、かつ二年間の実務経験を有している者を我が国の病院で受け入れ、当該病院で就労しながら研修を受け、最大3年間の滞在期間の間に看護師資格の取得を目指すものである。</p> <p>インドネシア人看護師候補者が看護師資格を取得するまでの間は、看護業務に従事できないことは当然であるが、この受け入れの趣旨にかんがみ、受け入れ病院において看護師候補者が従事する業務内容についてはできる限り配慮すること。</p> <p>従事する看護師候補者としての業務の内容については、具体的には受入れ病院の規模や特徴にもよるが、できる限り候補者の経験や意向も踏まえた上で、我が国での看護師資格の取得に資するような業務に従事させるとともに、当該候補者の日本語の習熟度に応じて、より単純なものから高度なものとなるよう、配慮すること。</p>
三 三 三	(略) 介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制 指針第二の二の3 (1) 中の「介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制」とは、次のいずれかと同等の体制であることをい	<p>4・5 (略)</p>	<p>4・5 (略)</p>
四 四 四	(略) 介護福祉士の資格取得を目的とした就労等 介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制 指針第二の二の3 (1) 中の「介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制」とは、原則として設置後3年以上経過した介護施設と同等の体制	<p>5・6 (略)</p>	<p>5・6 (略)</p>

① 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）第5条第14号イに掲げる実習指導者の要件を満たす者をして、その人員の配置について介護保険法（平成9年法律第123号）その他の関係法令に基づく基準を満たすものであること  
② 同号ロに掲げる実習指導者の要件を満たす者（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第42号）第12条から第14条までに掲げる者を含む。）を研修責任者として置いている同号ロに掲げる介護実習施設等であること

2～5 (略)

6 「五年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者」について  
指針第二の二の4(3)の「5年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者」には、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第5条第14号ロに掲げる実習指導者の要件を満たす者及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令第14条に掲げる者を含む。

7・8 (略)

第三 国家資格取得後の就労等  
一・二 (略)

三 インドネシア人介護福祉士の就労  
1 (略)

2 「その他入所又は通所サービスを提供する施設」について  
指針別表第四の六中の「その他入所又は通所サービスを提供する施設」とは、次の施設をいうものであること。  
(1) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第15条第3号に基づく適合高齢者専用賃貸住宅  
(2)～(7) (略)

が、次のいずれかの要件に該当する者（肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設にあつては、5年以上介護業務に従事した経験がある保健師、助産師又は看護師の資格を有する者を含む。）を研修責任者として置いているものである。

ア 5年以上介護の業務に従事した経験があり、かつ、介護福祉士の資格を有する者  
イ 社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、介護福祉士の資格を有する者

2～5 (略)

6 「五年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者」について  
指針第二の二の4(3)の「5年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者」には、社会福祉士介護福祉士養成施設が行う介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、介護福祉士の資格を有する者（肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設にあっては、5年以上介護業務に従事した経験がある保健師、助産師又は看護師の資格を有する者を含む。）が含まれる。

7・8 (略)

第三 国家資格取得後の就労等  
一・二 (略)  
三 インドネシア人介護福祉士の就労  
1 (略)

2 「その他入所又は通所サービスを提供する施設」について  
指針別表第四の六中の「その他入所又は通所サービスを提供する施設」とは、次の施設をいうものであること。  
(1) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第15条第3号に基づく適合高齢者専用賃貸住宅  
(2)～(7) (略)

(1)～(6) (略)

第四 「不正の行為」について  
指針第二の一の3の(7)、第二の二の3の(4)、第三の一の2の(2)及び第三の二の2の(2)中の「不正の行為」については、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受ける指針(平成20年法務省告示第278号)が規定されていることから、法務省及び厚生労働省において、円滑かつ適正な受入れを図る観点から、不正の行為について協力していくものであること。

第四 「不正の行為」について  
指針第二の一の3の(7)、第二の二の3の(4)、第三の一の2の(2)及び第三の二の2の(2)中の「不正の行為」については、近く法務省において経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受ける指針が公示され、この中で同主旨の「不正行為」が規定される予定であることから、法務省及び厚生労働省において、円滑かつ適正な受入れを図る観点から、不正の行為について協力していくものであること。

第五 定期報告及び随時報告について  
一 (略)

二 定期報告の提出時期について  
指針第二の2(1)による定期報告については、インドネシア人看護師候補者受入れ機関にあつては毎年2月20日まで、インドネシア人介護福祉士候補者受入れ施設の要件の遵守状況、研修の実施状況及び雇用契約の要件の遵守状況について事業団に報告すること。  
なお、毎年1月1日時点での日本語の語学研修を開始していないインドネシア人候補者に係る定期報告においては、受入れ施設における就労及び研修の実施状況に係る様式第2号及び雇用契約の要件の遵守状況に係る様式第3号の提出は不要とする。

三 (略)

第五 定期報告及び随時報告について  
一 (略)

二 定期報告の提出時期について  
指針第四の2(1)による定期報告については、インドネシア人看護師候補者受入れ機関にあつては毎年1月20日まで、日本語の語学研修を受講中で、受入れ施設における就労及び研修は実施されないことが、当該インドネシア人候補者に係る定期報告においては、研修の実施状況に係る様式第2号及び雇用契約の要件の遵守状況に係る様式第3号の提出は不要とする。

三 (略)